

平成 28 年度富山県がんばる商店街支援事業の募集について

1 趣旨

認定中心市街地以外の地域において、自らの努力と工夫により商店街の活性化や、にぎわい回復にむけた取り組みを行う商店街組合等を支援する。

2 応募対象者

商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人、任意団体等が対象です。

核店舗再生支援事業については民間事業者（個店）も対象となります。

共同店舗は、事業協同組合、特定会社、任意団体として対象となります。

3 事業内容

(1) 核店舗再生支援事業

商店街で集客の核となる店舗の再生を支援

補助率：県 1/3（市町村 1/3） 補助対象期間：単年度 補助限度額：10,000 千円

(2) 重点支援事業

独自の活性化プランの実行に対して支援

補助率：県 1/3（市町村 1/3） 補助対象期間：最高 3 年 補助限度額：20,000 千円

(3) 広域連携支援事業

複数の商店街等が市町村を越え連携して実施する商店街や富山の PR、情報発信等の商店街活性化に資する事業に対して支援

補助率：県 1/3（市町村 1/3） 補助対象期間：単年度 補助限度額：1,000 千円
対象地域：県内全域

(4) 一般事業

補助メニューから選択された事業に対して支援

補助率：県 1/4（市町村 1/4） 補助対象期間：単年度 補助限度額：2,500 千円

(5) イベント事業

商店街で実施するイベント事業に対して支援

補助率：県 1/4（市町村 1/4） 補助対象期間：単年度 補助限度額：400 千円

4 応募方法

(1) 募集期間

平成 28 年 7 月 4 日（月）から平成 28 年 8 月 12 日（金）まで

(2) 提出書類

①様式号外 補助金申請書

②様式 1 号 事業計画書

③様式 2 号 収支予算書

④その他関係書類

- ・ 補助事業者の概要
- ・ 申請に係る商店街と事業実施場所を示す地図

- ・ 見積書の写し又は積算の根拠となる資料
- ・ その他参考となる資料
- ・ 核店舗再生支援事業総括表（核店舗再生支援事業を行う場合）
- ・ 商店街活性化プラン（重点支援事業を行う場合）

(3) 提出先

富山県商工労働部商業まちづくり課商業活性化係（TEL:076-444-3253）

事業者は、市町村の担当課を通じて補助金申請書等の関係書類を提出してください。申請書等の提出を受けた市町村は、とりまとめのうえ県へ提出してください。なお、併せて予算措置状況もお知らせ願います。

5 審査について

提出された書類に基づいて、商業まちづくり課にて審査を行います。必要に応じて関係者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。

<採択基準>

- 必要性 商店街の課題解決のため、必要性、緊急性が高いこと。
- 実効性 事業の実施により商店街の売上や集客力の向上が見込まれる等商店街の活性化に効果が高いこと。
※売上高や来客数など具体的な数値で効果を検証できるものであること。
- 実現性 プラン・事業の実施や継続などについて熟度が高い、商店街全体の活性化策の方向性と合致していること。

6 公募スケジュール

区分	募集時期	採択予定時期	事業実施	予算配分 (重点、広域連携、一般、イベント)
1期	3月	4月	5月～3月	予算額の3割程度
2期	7～8月	9月	10月～3月	予算額の7割程度

今回

平成28年度富山県外国人旅行者商店街おもてなし事業の

募集について

1 趣旨

近年、増加傾向にある訪日観光客による経済効果を取込むため、県内の商店街における外国人旅行者の受け入れ態勢整備にかかる利便性向上、接客力向上、情報発信等の取組みを支援します。

2 応募対象者

商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人、任意団体等が対象です。

3 事業内容

外国人受け入れ態勢の整備にかかる事業が対象となります。

- 案内窓口・通訳ボランティアの設置に係る事業
- 外国人による商店街モニターツアーの実施
- 多言語のマップ・のぼり旗・看板・のれん・ホームページ等の作成
- 外国人向けPR用動画の作成
- 翻訳・指差しアプリの作成外 等

4 補助限度額等

補助対象地域：県内全域

補助限度額：50万円以内

補助率：1/3

ただし、市町村補助金（県補助と同額以上）が交付されることが必要です。

5 募集期間

平成28年7月4日（月）から平成28年8月12日（金）まで

・今回の募集は、9月上旬を目途に採択を行う予定です。

6 提出書類

- ① 様式第1号 交付申請書
- ② 様式第2号 事業実施計画書
- ③ 様式第3号 収支予算書
- ④ その他関係書類
 - ・ 補助事業者の概要に関する書類
 - ・ 申請に係る商店街と事業実施場所を示す地図
 - ・ 見積書の写し又は積算の根拠となる資料
 - ・ その他参考となる資料（企画書等）

7 審査について

提出された書類に基づいて、商業まちづくり課にて審査を行います。必要に応じて関係者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。

<採択基準>

- 必要性 商店街をめぐる外国人観光客のインバウンド需要取り込みにより、新たな対応を迫られている等事業実施の必要性が高いこと
- 実効性 事業の実施により商店街の売上げや集客力の向上が見込まれる等、商店街の活性化に効果が高いこと。
- 計画性 事業内容が事業目的に合致していること。
※事業実施による明確な目標と目標達成のための具体的計画が立てられていること。
- 経費 助対象経費が適切であること。

8 提出先・お問い合わせ先

富山県 商工労働部 商業まちづくり課 商業活性化係

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

TEL:076-444-3253

事業者は、市町村の担当課を通じて補助金申請書等の関係書類を提出してください。申請書等の提出を受けた市町村は、とりまとめのうえ県へ提出してください。なお、併せて予算措置状況もお知らせ願います。